

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 28 年度第 2 回枚方市障害者差別解消支援地域協議会
開 催 日 時	平成 29 年 3 月 9 日（木） 午後 2 時 00 分から 3 時 06 分まで
開 催 場 所	ラポールひらかた 第 1 研修室
出 席 者	伊藤委員、桐山委員、長尾委員、原田委員、河野委員、東委員、 安田委員、平田委員、仲島委員、角谷委員、向井委員、山本委員 (行政) 人権政策室、保健予防課、施設整備室、土木総務課、教育総務課、 市立ひらかた病院総務課、障害福祉室
欠 席 者	吉田委員、中島委員、山田委員 (行政) 商工振興課
案 件 名	1. 枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについて 2. 平成 28 年度障害者差別に係る相談内容について 3. 窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアルについて 4. その他
提出された資料等の 名 称	資料 1 これまでの枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組み 資料 2 相談事例概要一覧 資料 3 窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル 資料 4 窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル改定案
決 定 事 項	窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル改定案につい て、意見等を反映し改訂を行い、市職員全員へ周知を行う。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別 及び非公表の理由	—
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

座 長： 平成28年度第2回枚方市障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。私は、本日の進行を務めさせていただきます障害福祉室次長をしております服部と申します。よろしくお願いいたします。それでは、本協議会の開催に先立ちまして、福祉部長の山口より御挨拶を申し上げます。

<部長挨拶>

座 長： 続いて、事務局より御報告をお願いいたします。

事務局： 本日、吉田委員、中島委員、山田委員、商工振興課より欠席の御報告をいただいております。続きまして、本日配付をしております資料の御確認をお願いいたします。

<資料確認>

座 長： よろしいでしょうか。本日、傍聴の希望者の方おられるでしょうか。

事務局： いらっしゃいません。

座 長： それでは、早速ですが案件に移らせていただきます。

それでは案件1、枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについて、事務局より報告をお願いいたします。

事務局： それでは案件1、枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについて御説明をさせていただきます。

資料1をごらんください。今年度、枚方市障害者差別解消支援地域協議会がどのような活動や取り組みを行ってきたかについて御報告をさせていただきます。

昨年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されたことを受け、枚方市でもさまざまな取り組みを行ってまいりました。まず、市職員が適切に対応するために必要な事項をまとめた枚方市における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の作成と、また後ほどの案件にもございます「窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル」を作成し、職員が障害特性に応じた適切な対応を行うことはもちろん、障害特性を理解していないことで結果的に不当な差別的取り扱いや合理的な配慮の不提供をしてしまうことがないように、全職員へマニュアルの周知・活用を促しております。

6月には、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うために設置しました枚方市障害者差別解消支援地域協議会の第1回を開催しました。今後、関係機関によるネットワーク組織を構築することによって、情報共有はもちろ

ん相談事例によっては連携して、対応していくことを確認させていただきました。

このほか、障害福祉室と基幹相談支援センターで構成いたします障害者差別解消支援地域協議会事務局会議、こちらを毎月開催し、行政や基幹相談支援センターに寄せられた相談事例の共有と対応についての協議を行い、9月と1月には枚方市障害者差別解消支援地域協議会調整会議を開催いたしました。この調整会議の開催に当たりましては、本協議会の関係機関の方や当事者委員の皆様にも御出席をいただきましたことを、この場をおかりいたしましてお礼申し上げます。

次に、2、啓発・研修・学習会等の実施につきましては、まず①啓発としまして法施行前の平成27年12月に広報ひらかたに障害者差別解消法に関する記事を掲載し、3月には枚方市ホームページにも障害者差別解消法に関する記事を掲載いたしました。また、広く周知・啓発を行うためパンフレットを作成し、関係機関へ設置するなどさまざまな周知活動を行ってまいりました。今年度、広報ひらかた12月号では特集ページとしまして障害者差別解消法に関する記事を掲載し、当事者委員の皆様にもインタビュー等に御協力をいただいております。

次に、②研修といたしまして表に記載のとおり4月以降、市職員のほか民生委員や事業所等に対しても研修を行ってまいりました。具体的には新入職員、新任課長研修のほか市職員人権研修において障害者差別解消法の理解促進を図るための研修を実施したほか、民生委員や事業所等御依頼をいただきました機関に対しまして講師を派遣し、啓発活動に努めてまいりました。

次に、③学習会・講演会といたしまして、これまで実施してきました市民等を対象とした講演会等について表にまとめさせていただいております。中でも障害者週間に合わせ12月4日開催をいたしました「ほっこりひらかた2016」では、日本障害者協会理事の佐藤久夫氏にお越しいただき御講演をいただきました。

最後に、相談事例ですが、相談の詳細につきましては、後ほどの案件で御報告をさせていただきますので、こちらでは件数のみ御報告をさせていただきます。平成29年1月末までに枚方市及び基幹相談支援センターに対して寄せられた相談件数は13件となっております。内訳としましては、相手方が行政機関と事業者に大きく分け、その中でそれぞれ不当な差別的取り扱いに関する相談事例と合理的配慮の不提供に関する相談、その他不快・不満として寄せられた事例に分けております。読み上げますと、まず、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止関係としまして、障害者に対する合理的配慮の不提供に関する相談事例が1件。事業者における障害を理由とする差別の禁止関係としまして、障害者に対する不当な差別的取り扱いに関する相談事例が4件、障害者に対する合理的配慮の不提供に関する相談事例が3件。その他、不快・不満として寄せられた事例が5件となっております。今年度、障害者の差別に関する御相談をお受けする中で、障害者差別解消法、障害者に対する理解を深めるための啓発活動を継続して行っていくことが重要であることを改めて実感しております。

市では、障害福祉室職員による出前講座による啓発活動を行っており、また本日、委員として御出席をいただいております基幹相談支援センターの皆様のおかげでも講師依頼に対応しておられます。各関係機関におかれましては、障害者差別の解消

に関する研修をお考えの際には、事務局へ御連絡をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。また、今後は市等が主催する障害に関する啓発イベントにつきましても、関係機関の皆様へ御周知をさせていただきたいと思っておりますので、御理解・御協力のほどよろしく願いいたします。

以上で、これまでの枚方市障害者差別解消支援地域協議会の取り組みについての御説明とさせていただきます。

座長： ただいま案件1の報告がありましたけども、この件につきまして御質問・御意見をお聞きしたいと思います。どなたか御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。後ほどの案件のときにも結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、次に案件2、平成28年度障害者差別に係る相談内容について、この間、相談のある方から相談の聞き取り、解決に向けた対応等を行っております。枚方市障害者差別解消支援地域協議会調整会議の座長から御報告をお願いいたします。

調整会議座長： **資料2**相談事例概要一覧をごらんください。できるだけ内容が具体的にわかるようにしつつも、プライバシーに配慮をして統計的な形と、その辺のバランスで微妙なところの部分になっています。先ほど事務局からの説明で13件ということでしたが、この資料ではナンバーのところでは12までですけれども、5月のところの3と3-2をごらんいただきますと、これは実は同一の事案について福祉事業所からの御相談と御家族からの御相談をそれぞれ障害福祉室と相談支援事業所で相談を受けたということがございますので、それも別にしますとやはり13件ということで一致をいたしております。大阪府が障害者差別解消に関して市町村ワーキングを組織しておりまして、各市の状況も聞く中では、まだ正式な統計は発表されていませんけれども、決して少なくはないと思っております。まだ法律の周知がしっかりとできていない部分もあるかと思っております。それから、障害のある方の相談あるいは相談を受ける側が、これが差別解消法上の差別に当たるのかどうかという感性のようなところも今後さらに磨かれていくと思っております。以降は書いてあるとおりですが、もう一つ本市の特徴といたしましては、これは地理的に必然的と言えませんが、京都府と枚方市をまたにかける事例が非常に多いです。例えば京都府南部の方が枚方市の事業所で差別にあったという訴えをされてこられる事例、またその逆の事例が多くあります。そのために、私どもといたしましては、相談をきちんと受けるということと、大阪府が設置をされています広域支援相談員との密接な連携を図っているところがございます。それから、その他、不快・不満として寄せられた事例というところがございますけれども、これは差別解消法が直接的に規定をして対応している不当な差別的取り扱いや合理的配慮の不提供には当たらない部分ですが、例えば暴言を吐かれたり、個人間の問題であるとかで、差別解消に当たらないからと言って聞かないということではなくて、そういうこともしっかりと聞かせていただいて、可能であれば助言をし、あるいは必要な他の窓口の御紹介

等々をさせていただいているという件数を、この件数の中に入れております。これは大阪府の分類とも一致をいたしておりますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

座長： ただいま報告がありましたが、この案件につきまして何か御質問、御意見等がございますでしょうか。何か御質問等、御意見がございますでしょうか。

それではよろしいでしょうか。先ほども申し上げましたが、またまとめてその後も御質問をお聞きする点があれば言っていただければと思います。

それでは続きまして、案件3といたしまして、窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアルについて、事務局よりお願いいたします。

事務局： 案件3、窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアルについて、御説明をさせていただきます。資料3としてお配りした配慮マニュアルにつきましては、障害者差別解消法施行に合わせ平成28年4月に作成し、全職員へ周知を行っているものでございます。昨年6月に開催をいたしました第1回枚方市障害者差別解消支援地域協議会でも御説明をさせていただきましたように、このマニュアルにつきましては窓口現場や当事者の方々からの意見を踏まえまして改善を重ねていくものと考えており、完成版という位置づけのものではございません。窓口で対応する職員が障害について正しく理解をしていないことが原因で起こる障害者差別がないように本マニュアルの充実に努めていきたいと考えており、1月には調整会議を開催し、当事者委員の皆様より御意見をいただいたほか、全庁的にも意見をお伺いし、文言の修正や追加意見などいただきました意見をまとめましたのが、本日、資料4としてお配りをしております窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアル改定案でございます。

表の見方ですが、まず左よりマニュアルのページ数、次に記載されている項目、次に現在記載内容の概要、次に改定案となっております。改定案につきましては、資料4に基づき御説明をさせていただきます。

まず、1つ目が配慮マニュアル3ページ1. 対応の基本について記載をしている項目のうち「(3) コミュニケーションを大切にします。」の記載につきまして、現在は「コミュニケーションが難しいと思われる場合でも敬遠したり、わかったふりをせず、『ゆっくり』、『丁寧に』、『くり返し』、相手の意思を確認し、信頼関係のもてる対応を心がけます。」と記載をしておりますが、これを「『ゆっくり』、『丁寧に』、『くり返し』、相手が理解しているか確認をし」と文言修正をしたいと思います。次に、墨字版、ルビ版ともに4ページから始まります障害種別の特長。こちらには障害種別ごとの主な特徴やコミュニケーション方法等について記載をしております。しかし、ここに記載をしている障害以外にも、さまざまな障害の方々がいらっしゃることについて理解を促す必要があるとの御意見から、次の文章を追加することといたします。「ここでは、障害種別ごとの特長等について記載をしていますが、障害が重複する方(身体障害と知的障害、内部障害と精神障害などをあわせ有する)や、事故や病気により障害になられる方もいます。みなさんには障害特性を理解し

ていただき、困っている方に寄り添って、適切な配慮をしていただきますようお願いいたします。」こちらの文言を追記したいと思っております。

次に、5 ページ、聴覚・言語障害のある方のコミュニケーション関連についての記載内容についてです。ルビ版は7 ページからになっております。聴覚障害のある方は、表情や相手の口の動きを読み取る方がいるため、会話の際にはマスクを外すことを追記し、また会話の方法に現在記載の手話、筆談、口話、読話に加え、要約筆記を追記いたします。これに合わせまして、次のさまざまなコミュニケーション方法へも要約筆記の説明を追記いたします。

次に、墨字版では7 ページ、ルビ版では10 ページに、肢体不自由のある方に対するコミュニケーションについて記載をしております。この中で「聞き取りにくい場合は確認する。」と記載し、現在の説明文では「聞き取りにくいときは、わかったふりをせず、一語一語確認するようにします。」としていますが、脳性まひの方などは障害特性から言葉が簡略化されることが多くあるとの御意見をいただいたことから、より丁寧に「障害特性により、言葉が簡略化される方が多くいます。わかったふりをせず、こちらの理解が間違っていないか、本人に確認しながら対応します。」と追記をいたします。

次に、内部障害のある方へのコミュニケーション関連といたしまして、墨字版8 ページ、ルビ版では13 ページに、負担をかけない対応を心がけるとしまして、現在のマニュアルでは、「できるだけ負担をかけない対応を心がけます。」と記載をしておりますが、これを「相手の様子をうかがいながら、臨機応変な対応を心がけます。」と文言の修正をいたします。

次に、同じく8 ページ、ルビ版も同じく13 ページですが、知的障害のある方といたしまして「知的障害のある方は、発達時期において脳に何らかの障害が生じたため、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。」と説明を記載しておりますが、こちらにつきまして「知的の発達の遅れと日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方です。」と文言を修正いたします。また、「重度の障害のため、常に援助者と行動されている方もいます」と現在のマニュアルには記載をしておりますが、軽度の方であっても援助者と行動をされている方もおられるとの御意見から、「重度の障害のため」と限定している現在の記載について削除をさせていただきます。

次に、同じく知的障害のある方へのコミュニケーション関連といたしまして、墨字版9 ページ、ルビ版は14 ページになりますが、穏やかな口調で話しかけるとし、その説明で、「社会的なルールを理解しにくいため、時に奇異な行動を起こす方もいます」と記載をしておりますが、こちらにつきましてもわかりやすい表現に改めるべきとの御意見から「急に大きな声を出したり、同じことを繰り返す話す方もいます」と文言の修正を行います。また、支援者と一緒におられる場合でもあっても、御本人から意見を聞くように、その旨を追記いたします。

次に、10 ページ、ルビ版では16 ページになります。

(7) 精神障害のある方の「統合失調症は」という説明文で3 行目に「薬によってこれらの症状を抑えることもできます。」とある現在の記載を「薬や支援によっ

て、これらの症状を抑えて、日常生活を送っている方がほとんどです。」と修正をいたします。

次に、11ページ、ルビ版では17ページになります。3. 応対における配慮として、(1) 案内・誘導の視覚障害のある方について、こちらに電光掲示板などの画面表示だけではわからない、画面表示と音が必要、タッチパネル操作は自分ではできないものがある、の3つを追加し、聴覚障害のある方につきましては、放送による案内があってもわからない、マスクをつけたまま応対しない、後ろから声をかけない、文字が理解できるとは限らない、の4つを追記します。また、共通的な配慮といたしまして「誘導が必要かどうか、直接本人に尋ねます。」としているところを、より丁寧な対応を行うため「誘導が必要かどうか直接本人に尋ね、必要であれば、目的の地までご案内します。誘導が不要な場合であっても庁舎案内図を渡すなど具体的に行き方を説明するなどします。」と説明文を追加します。

次に、12ページ、ルビ版では19ページ、こちらは障害種別の配慮について記載をしていますが、この中で聴覚障害のある方に対する配慮としまして「放送による案内は補聴器を利用されている方であっても聞こえていない場合があるので、放送内容をお伝えします。また、文章のみでは理解が困難な方には画像やイラストを用いた案内をします。」と追記をいたします。

次に、13ページ、ルビ版では20ページ、こちらから記載しております(2) 相談・説明に関する記載のうち、聴覚障害のある方について現在のマニュアルでは「手話が通じず、筆談にも戸惑う職員が多い。」という記載をしておりますが、職員に関する記載より聴覚障害のある方への相談や説明を行う際に注意をすべきことを記載するべきとの御意見を受けまして、「手話がわからない方や筆談では理解できない方などもいる。」ということに記載するように修正をいたします。

次に、共通的な配慮としまして「聴覚障害の方に限らず筆談をする際には、できるだけ丁寧な字で書き、相手の様子からこちらの説明が理解されているかの確認をします。」といった内容に追記をいたします。

次に、障害種別の配慮としまして「聴覚障害のある方への配慮として、説明をする際にはマスク外し、下を向いたりしないように気をつけます。」また、「後日確認が必要となる場合には、FAXやメールでの連絡が可能かを確認します。」と追記します。

次に、施設利用時の配慮については、墨字版では17ページから、ルビ版では24ページから記載をしておりますが、この中で現行、知的障害のある方としまして、「トイレの表示がわかりにくい。」「目的地がわかりにくい。」と記載をしておりますが、こちらにつきましては精神の障害のある方にも当てはまることから「知的障害・精神障害のある方」と修正をいたします。

最後に、墨字版21ページから、ルビ版は31ページからになります。

参考としまして、各課で対応している事例等を記載しておりますが、こちらの窓口案内、情報提供に関することとしまして、新たに「市民への周知を行う際には、連絡先は電話番号以外にFAX番号、メールアドレス等も記載する。」「火事など避難が必要な際には、絵入りのプラカードを作成している。」「電光掲示板を活用し、

緊急及び様々な情報（イベントの開催等）を発信し、情報提供を行っている。」こちらを追記したいと思っております。

以上が、当事者委員及び庁内よりいただきました御意見をもとに検討をしております改訂案でございます。窓口における障害のある市民に対する配慮マニュアルにつきましては、委員の皆様からいただきました御意見等を反映し改訂を行い、全職員へ周知を行っていきたいと思っております。

以上で、案件の3の説明とさせていただきます。

座長： ただいまの案件3につきまして御説明ありましたが、これの件につきまして御質問、御意見とございますでしょうか。

A委員： 5ページです。一番上の（2）です。聴覚・言語障害のある方のところですが、「言語障害のある方は、その原因によって聴覚障害を伴う場合がある」と書かれておりますけれども、「聴覚に障害がある方は、言語に障害を伴う場合があります。」に変えていただきたいと思います。

様々なコミュニケーション方法のところですが、その中の手話は、ろう者、聴覚障害者の言語です。変えていただきたい文章をつくってききましたので、それを読ませていただきます。「国による標準手話の確定などを通じて発展してきましたが、地方によって表現の仕方が異なるものがあります。」とありますが、「日本語とは異なる文法と語彙の体系をもち、視線、眉、口等の表情、首の傾きや降り、体位などの非手指動作であらわします。日本語の方言と同じように、地域によって手話の表現が異なるものもあります。ろう者、聴覚障害者の言語です。」この文に変えていただきたいと思っております。

次に、指文字のところですが、『『あいうえお〜』を一文字ずつ表すものです。』を『『あいうえお〜』と五十音をあらわすものです。』と変えていただきたい。「通常は手話と組み合わせて使用します。」のところを「固有名詞や氏名など、手話であらわせないときに指文字であらわします。大阪市立聾学校の教師が発案したもので、大阪では使われています。高齢者は指文字は余り使いません。」先ほどの「通常は手話と組み合わせて使用します。」は省いていただきたいということです。

次に、筆談です。文章の「パソコンや携帯電話の画面上で言葉をやりとりする方法もあります。」と書かれておりますが、「最近では、スマホやパソコンの画面上で言葉のやりとりをします。ただし、長文が苦手な人も多くおられますので、短文にしたり、箇条書きにしたりして読みやすいようにします。」に変えていただきたいということです。以上です。

座長： ほかにどなたか御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、本日いただきました御意見につきましては、事務局会議などで再度検討させていただきます。改訂について検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、案件4、その他として、今年度から施行されました障害者

差別解消法におきましては、行政におきましては不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供が禁止されております。事業所の方につきましても、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供については努力義務となりました。本日お集まりいただいております関係機関の皆様におかれましても、この法が施行されたことに伴いまして、新たな取り組みなどを行っていただいていることと思います。委員の皆様より取り組んでおられる内容など御紹介等いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

B委員： 皆さん御存じのように全身の健康はお口からということで、お口の中のケアは全身にかかる大事な問題でありまして、そこで枚方歯科医師会の事業としまして、障害のある方の施設また作業所で歯科検診を行っております。また、在宅の訪問歯科検診というのも歯科医師会が率先して行っております。口腔内が不潔、またそういった状態が続きますと、やはりよく今言われているのは誤嚥性の肺炎を起こしやすい。また、お口の中からの菌染、菌からの感染による全身への合併症というのは、これは日本に限らず全世界的に言われている事案でございます。歯科医師会としましては、こういった部分も未然に防ぐために検診事業をこれからも積極的に進めていきたいと思っております。保健センターに御希望のある方は電話していただきましたら担当の医師が検診を行わせていただくという方向で進めておりますので、どうぞ御利用ください。よろしく願いいたします。以上でございます。

座長： ありがとうございます。ほかに新たな取り組み等されておられるということがあれば、御報告をお願いしたいと思います。特にございませんでしょうか。

C委員： 法施行以降、報告でも出ていました民生委員、児童委員の方に対する研修ということで、支援センターの職員の持ち回りということですとずっと地域を回らせていただいて、この法律が施行をされて何が変わるのかというとか何か劇的に変わるわけじゃなくて、法律ができたということを知ってもらうということ。それは地域の方も当事者の方もそうじゃない方もみなさんに知っていただいて、当事者の方の生活を一緒に考えようということを今、進めています。子供さんから始まって障害者、高齢者、たくさんの方が、そういったことの相談窓口を共有し、地域の問題解決に当たろうということをしつづつ広めてこれたのかと思っております。

もう一つ思うのは、市の事業としてガイドヘルパー養成研修を年に2回ほど実施していますが、資格を取るために受講される一般の方も当然いらっしゃるんですけど、半分ぐらいの方は事業所に従事していて、資格を上乗せしたいということで取られる方がいらっしゃいます。必ず差別解消法に関する研修というのを1時間ほど私がしますが、こういう法律ができたことを知っている人、事業所で研修を受けたことがある人、と聞くと大体シーンとなります。事業所でこういう状況というのは結構由々しきことでもあるだろうと思えますし、それ以外の一般事業でもたくさんあります。例えば公共交通、それから販売店の窓口等、さまざまところで色々なことに接するわけで、私の相談所の中で公共交通機関にかかわる相談も1件ありま

して、1つはこういう法律ができたということはやっぱり知らせていくということ、先ほど重なりますが、障害者の方のそれぞれの対応についての勉強をしていくということ。それは恐らく行政は義務ということで職員研修等々力を入れられると思いますが、これは官民協力して民間の事業所に対してもどのようにして伝えていくかということ、そういったことをこの会議を通じて関係機関で協力し合って研修等々をやっていくべきだと思います。以上です。

座長： ありがとうございます。そのほか何か御意見等ございますでしょうか。

D委員： 質問したいことが2点あります。[資料2](#)の相談事例概要一覧ですが、ここは相談者が本人、家族、事業者ということですが、枚方市の行政機関から障害福祉室に例えばこういう場合はどうすればいいのかとかという相談というのはここには載っていないと思うのですが、そういうことが解消法施行以降にあったのかどうかということが1点目です。2点目はきょう御出席されている委員の方にもしあれば教えていただきたいんですが、例えばそれぞれの課で障害者差別に関することでの何か疑問、相談があるのかないか、相談しにくいところがあるのか等含めて何かこういう仕組みがあればいいなみたいなものがあれば聞かせていただきたいと思います。

調整会議座長： 1点目につきましては、障害者差別解消の相談ということではなくて、課と課の連絡調整の中でこういう会合をするけれども、例えば手話通訳をつけたほうがいいのか等、そういう御相談は日々の課同士の連絡調整の中ではございます。

座長： 1点目は他の行政機関と手話のほかの課から何か問い合わせ等があったのかということであったかと思いますが、ほかの庁内の課で何か障害の方から差別ではないのかといったような御相談等受けられたことはございますでしょうか。

調整会議座長： 特にこれが差別に当たるんじゃないかといったような形での御相談は、現在のところはまだありません。

E委員： 3月5日にゆいの学習会で、シンポジウムがありました。当事者の4人と三田先生とみんなで話し合っ、私達は2カ月ぐらいずっと勉強をしてきました。仕事で差別されたことや差別解消法のことを話し合いました。私も差別やいじめを受けたけれど我慢していたので、今から思えば自分でやめてくれと言えばよかったと思っています。これは講師の三田先生が教えてくれたことです。枚方の地域の人に障害の話聞いてもらいたいです。そして、障害者の人に対してもっといろんな人がかかわるべきと話をしました。ほかの当事者の人の話がよかったと思います。シンポジウムにたくさん人が来ていました。私達のことをわかってくれたかなと思います。

座長： ありがとうございます。ほかに御意見はないでしょうか。

F委員： 先ほどE委員が発言のとおり、支援センターゆいでは障害当事者の方、主に知的障害の方ですが、まずは当事者の方に差別解消法についてわかってもらおうということで、平成27年11月から7回にわたって当事者の方に差別解消法の講演会やお話、学習会をしてきました。3月5日にはみんなで学習したことを活かそうということ、それからみんなが考えたことを1人でも多くの市民の方にわかっていただきたいということでシンポジウムを行いました。障害の方、当事者の方4人に発表をしていただいて、司会の方も当事者の方でした。それから大阪府立大学の三田先生にコメンテーターをしていただいて実施しました。当事者の方々も自分たちで大きな声を出して、そういった嫌なことは嫌と言おう、我慢しなくていいということ自分たちで発信していくということが大事だと思いました。また色々なことを考えている当事者の方々が発表する場としてシンポジウムを開催しましたが、E委員もおっしゃっていたように、多くの市民の方に来られて理解していただけたと思っています。やはり当事者から発信する、そういう会をもっともっとふやして、市民の方に障害のある方のことをわかっていただくことがとても大事だと思っています。また、今後ともそういう発信を続けていけたらと思っています。

それから、社会福祉協議会では、障害のある方が市民の方と同じように外に出るときに心地よく過ごしていただくということのために、歳末助け合いの補助金の使い道の1つとしまして、店舗を中心とする事業所等に合理的配慮を行うための支援する制度を実施しました。少し制度の組み立て方が悪かったのか、1万円を上限として半額補助ということなんです。金額が少な過ぎたということで、実際、去年の4月から実施して、対象店舗が1件だけでした。ですから額を変えるなどして、もっと皆さんに使っていただけるような形で補助を変えていこうかと思っています。そういう取り組みもして、できるだけ多くの市民の方にそういう合理的配慮の意味もわかっていただきたいと思っています。以上です。

座長： ありがとうございます。ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。今、F委員からも当事者からいろんな情報の発信ということがありましたが、昨年、この法が開始されて以降、どのような点が改善されたと思われるか、まだまだ改善が足りないと思われる点があるのかなのか、そこら辺も含めて当事者委員の方から御意見をいただきたいと思います。G委員、よろしいでしょうか。

G委員： 視覚障害当事者の平田です。この法律ができたタイミングと、昨年、視覚障害者の駅ホームからの転落事故が増えているのと、ちょうどタイミングが重なりまして、駅員さんや乗客の方が声をかけてくださる回数がぐんと増えました。ふだん利用する駅でも「何かお困りのことはないですか」「お手伝いしましょうか」と、特に私の最寄りの御殿山駅はホームと電車の間があいていて非常に危ないということもありまして、これまで以上に気にかけてくださる方が増えた印象があります。日によって体調も常に万全とも限らないということもありますので、非常にありがたいと感じております。また、テレビの音声解説、解説放送と言われる番組も非常に

増えたなという印象がありまして、これも非常にありがたいなど、私たちが楽しめる番組が増えている印象があります。

座長： ありがとうございます。続きまして、A委員、よろしいでしょうか。

A委員： 映画の申込みの話でそういう例がありました。そのときに私たちは電話ができないのでFAXをしますが、役所はFAXが後回しになって、電話対応の予約を先にとられたという事例がありました。FAXもちゃんと見て予約をとってほしかったという例です。

D委員： 解消法の施行を受けてということなのかどうかはよくわからないのですが、広報ひらかたでも書かせてはいただいたんですが、不動産屋の対応で書類を持って行ったり、あるいは取りに行くのが大変でだから、通常ならだめですがFAXでやりとりをしていただけたら、一定の部分では理解は深まっていると思いますが、事業者となるとまだまだ知らない、ないしは理解がまだ進んでないところはたくさんあるかと思います。枚方市の行政対応でも、窓口の方がカウンターから車いすのほうに出てこられたりして、以前よりそういう配慮がよくなった印象があります。障害福祉室では、いろんな障害の方が当然相談に来られるかと思いますが、例えば私が目に入るところでは保健予防課や施設整備課、土木課で、障害者の方にもどのように接していいのかわからない、困ったことがある等の相談がもう少し障害福祉室のほうに出ているのかとは思ったのですが、余りないようですので、中で対応できているのかどうか。障害福祉室での理解はほかの課よりは当然あるというのが前提ですけども、ほかの課が法の施行によってもう少し理解を進めていただきたいという思いはあります。

座長： ありがとうございます。D委員から御指摘がありました。法施行に伴いまして先ほど皆さんに御議論いただきました窓口対応マニュアル等を作成して、全課に配付させていただいて、職員研修等でも取り上げておりますので、少しずつではありますが、障害のある方があまり行かない窓口でも同じような対応ができるように我々も取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願いたします。

ほか何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

H委員、弁護士会で相談事例等がありましたらよろしくお願いたします。

H委員： 大阪弁護士会の高齢者障害者の委員会、通称ひまわりでは障害者差別解消プロジェクトチームというものを立ち上げて、私はその副座長をさせていただいております。御存じの方もいるかと思いますが辻川圭乃弁護士が座長を務めておられて、12月に障害者差別解消相談の電話相談を2日にわたって実施いたしました。計50近くの相談が寄せられまして、ちょっとしたクレーム的なものももちろん多少ありますが、特に緊急性がありそうな案件は教育に関するもので幾つかありました。特別支援学校への誘導をかなり受けているということや、普通学校に行ったけれど

も合理的配慮が受けられないといった御相談が寄せられまして、弁護士会内の子どもの権利委員会と一緒に対応できるようにというのと、大阪府の中で障害者差別解消の審議にかかる合議体に弁護士も入って、そちらに御相談くださいというような案内もさせていただきました。地域密着という意味では、それぞれの市役所の障害福祉課などにまず御相談されましたかというようなお話もして、まずは一旦行政に、誰による差別なのか、合理的配慮を受けられないという御相談かということで、まずは弁護士会でも振るいをかけまして、行政が入って御相談を受けられる内容だと思いましたら市役所にまず一旦相談してみてください。だめであれば、またひまわり電話相談してくださいというような対応をさせていただきました。非常に深刻という案件はありませんでした。中にはちょっと言いにくいようなことで、教育にお母さんお父さんがなかなか難しい対応をされているようなケースで膠着状態というものもあったのですが、法律ができたことで皆さん関心寄せられているなということをすごく感じました。ひまわりでも継続して障害者差別解消の研修をして、弁護士会内でもまだ差別解消法に関しての知識が不十分ではありますので、そのあたりの啓発活動をさせていただいております。

座長： ありがとうございます。ほかに御意見、御質問ある方おられるでしょうか。

I 委員： 私も枚方の差別解消法の事務局の中に入らせていただいて具体的に上がってきたケースに関して一緒に検討をしています。この1年近く見てきまして、他市の状況は私も同じ職種の中で情報を聞いたりしますが、ほとんど差別解消法のことに関して余り動きが出てきてないところが多いです。その中では枚方でこれだけの件数が上がって、一つ一つがどういうことなんだろうということを事務局の中で話ができたとすることは、まずは始まりかなと思います。差別解消法ができて何が変わっていくのかなというところですが、恐らく今までであればこんなことを言われたとか自分たちはこんなふうに見られているとかいうことで、自分の中で取り込んでしまうというか、それに対して何か表現をすることができていなかったよものが、これはとても不愉快だ、すごく悲しいことだと訴えられることができるようになったと感じます。その訴えに対して、それはどう対応したらいいかを考えるテーブルが準備できたのかなと思います。

ただ、まだ本当に少数の方々しかそういう動きが見られてないというのは、この差別解消法というのは実際にどう活用していけばいいのかということが当事者や家族の方の中にもまだ十分周知されていない。事業者の職員等にも十分周知されていないということだと思います。これから徐々に腹が立てば怒ってもいいし訴えていってもいい、そのことによって一つ一つがやっぱり変わっていくきっかけになるということをみんなで確認していけたらいいと思っています。

座長： ありがとうございます。

ほか案件の1から3を越えまして御意見、御質問あればお願いしたいと思いません。

よろしいでしょうか。この間、当事者委員の皆様には先ほどありました配慮マニュアル等について御意見いただきました。ありがとうございます。本日いただきました御意見を含めまして、再度調整会議等で御審議いただきまして、改訂につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに特に御意見、御質問ないでしょうか。

よろしければ、これにて本日の案件について全て終了いたしましたので、第2回枚方市障害者差別解消支援地域協議会を終了したいと思います。長時間どうもありがとうございました。